平成２４年（フ）第３８４９号
東京都大田区西糀谷３丁目９―20
債務者　小川　直子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　壽人
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８６０号
東京都墨田区八広３丁目38―19―602
債務者　関口　賢治
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原圭一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８７３号
東京都板橋区高島平７丁目25―10―306
債務者　平山　尚康
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８８２号
東京都練馬区上石神井３丁目34―21―108
債務者　尾島　紀郎
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　陽介
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８８７号
東京都大田区下丸子２丁目１―９
債務者　中島賢一郎
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒向　　徹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９１２号
千葉県千葉市花見川区花園町2486―11―103
債務者　鶴丸　和志
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸靖一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９１７号
東京都大田区大森東２－８―12―302、住民票上の住所東京都大田区大森西３丁目15―18
債務者　三戸部ひとみ
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤真紀子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９２２号
千葉県柏市松葉町４丁目７－１―203
債務者　橋本　敬夫
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤真紀子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９６６号
東京都足立区江北３丁目41―13―102
債務者　小川　秀雄
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　康央
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９８０号
神奈川県南足柄市関本618―６－Ａ―106
債務者　安田　豊久
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒向　　徹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９８６号
千葉県船橋市三山５丁目３－１
債務者　永山　国枝
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　康央
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９８７号
東京都足立区六月３丁目４－６―201
債務者　遠藤　哲雄
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　陽介
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０３号
函館市東雲町２番１―903号
債務者　工藤　亜希
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田889番地
債務者　原　みゆき
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５１号
群馬県館林市新栄町1920番地の１　メゾンカトレア―101
債務者　小野　冨雄
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部